

昭和初期刊行の余暇・娯楽関連書籍の情報源

—中田俊造著『教育上より見たる娯楽と休養』と

『Leisure and Its Use』by H.L.May and D.Petgen の場合—

西野 仁 (東海大学)

はじめに

わが国において、レジャー・レクリエーションへの関心が高まったのは、大正期に入ってからである。余暇にレジャーとルビをふり、『日常生活上の必須時間を控除した余剰時間』と定義し、娯楽休養にレクリエーションとルビをふって、『アメリカに於いては、遊戯なる内包的な意義と同義に制限されて居るが、……歐羅巴に於いては成人教育も教養的修業も、又政治的研究及び活動も、余暇の慰安的使用とされて居る事であるから、この余暇的活動を以て事實上我々のここに云う娯楽休養と同意義と見る事が出来よう。』(pp.356-357)と解説した中田俊造の著作『教育上より見たる娯楽と休養』は、昭和9年(1934)1月に中文館書店から発刊された。

その鋭い洞察とアメリカ、イタリー、ドイツ、イギリス、ベルギー、デンマーク、チェコスロバキア、そしてフランスでのレポートに一度は驚嘆したものの、あまりにも詳細な内容に、中田が文部省教学官であった時期の二年間の留学でこれだけの調査が果たしてできたのだろうかという疑念を感じ始め、本研究が始まった。中田が文部省の役人であったことから、国立教育研究所附属教育図書館(現国立教育政策研究所教育研究情報センター・教育図書館)に『中田俊造文庫』があることをつきとめ、その目録に Herbert L. May と Dorothy Petgen による Leisure and Its Use :Some International Observations と題する A.S. Barnes and Company から 1928 年に出版された書籍があることを確認した。この英文書籍と、中田の著作とを比較し、具体的にどのような関係にあったかをまず、明らかにすることとした。結果は、予想以上に二つの書籍には酷似点があったため、なぜ、そのようなことが生じたのかを考察することとした。なお、この中田の著作は、石川が監修した『余暇・娯楽研究基礎文献集』第 12・13 巻として、1989 年に復刻刊行されている。

中田俊造のプロフィール

中田俊造文庫目録によれば、中田俊造の略歴は、次のようである。

『明治 14 年(1881)、5 月富山県に生まれ、富山県師範学校、東京高等師範学校卒業、広島高等師範学校助教授を経て文部省に入り、社会教育講師、東京博物館学芸官、社会教育官、図書監修官、教学官(この間欧米留学 2 年)等を経て、昭和 21 年(1946)に退職、昭和 23 年(1948)5 月学校図書株式会社取締役。昭和 46 年(1971)1 月 22 日他界。』

また、『余暇・娯楽研究基礎文献集』(1990)の解説によれば、大正 9 年(1920)から約 30 年間文部省で映画、幻燈、レコードなどの教育的利用にたずさわり、昭和 6 年(1931)から 7 年(1932)にかけて欧米を旅行した。

『教育上より見たる娯楽と休養』の内容構成と論評

昭和9年(1934年)1月に中文館書店から発刊された中田俊造の『教育上より見たる娯楽と休養』は、上巻が本文364ページ、下巻が本文313ページ、付録28ページの大著である。上巻は、次のような、14章からなっている。

- 第一章 社会教育の意義
- 第二章 社会娯楽の重要性
- 第三章 社会娯楽と現代日本の教育
- 第四章 アメリカの社会事業概観
- 第五章 伊太利に於ける「^{ドイツボラボーロ}労働の後」
- 第六章 復興獨逸のヴンダーフォーゲル運動
- 第七章 獨逸と閑暇問題
- 第八章 埃太利に於ける青年會事業とウラニヤ會館
- 第九章 英吉利に於ける娯楽
- 第十章 白耳義に於ける娯楽
- 第十一章 丁抹に於ける餘暇使用問題への関心
- 第十二章 チェコスロヴァキア
- 第十三章 佛蘭西に於ける「娯楽」の研究
- 第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味(上巻の所論を了るに當つて)

下巻は、蓄音機や、ラヂオ、演劇、博物館、活動写真、公園や遊園地などの実情を紹介し、農村娯楽の問題などに触れた後、結論として娯楽の社会的活用について論じている。

これらの内容を持つ中田の著作は、どのように識者には論評されているのだろうか？

石川は、『アメリカ、イタリー、ドイツその他10カ国近い外国の余暇と娯楽の現状をレポートしている。ナチズムによって娯楽が統制のための手段としてフルに利用されるまさに前夜の状況を記録したものとしても興味ある仕事である』と、述べている。(余暇・娯楽研究基礎文献集解説 p.9-10)

また、有末は、『非常に広範な内容を持った著書で、『単なる欧米の娯楽状況の視察報告書に止まらない、本格的な研究書となっている』(余暇・娯楽研究基礎文献集解説 pp.151)と評価している。とくに、上巻のまとめにも当たる第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味(上巻の所論を了るに當つて)において、中田が余暇の定義をしていることを紹介している。

『Leisure and Its Use : Some International Observations』と『教育上より見たる娯楽と休養』との酷似箇所

Mayらの著作と中田のそれとを、照らし合わせたところ、次のような箇所が、酷似していた。それらは、全くの逐語訳、抜粋部分の訳、あるいは要約であったりした。

The Leisure Problem General Considerations (p.3-11)

→第14章 第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味 (pp.356-364)

The International Labour Office and Workers' Spare Time (pp.11-19)

→(下巻)付録の四 國際労働局と労働者の閑暇問題(pp.26-28)

Notes on Children's Playgrounds (pp.19-25)

→(下巻)第 20 章の六 児童遊園地の問題(pp.578-585)

Some phase of Recreation in France, Germany and England

France (p.29-67)

→第 13 章の二 フランス人は果たして娯楽の施設に冷淡であるか?(pp.330-334)

→第 13 章の三 娯楽の特殊方面(pp.334-355)

Germany (p.68-140)

→第 7 章の二 一般的考察(pp.241-245)

→第 7 章の三 獨逸に於ける娯楽の特種方面(pp.245-246)

England (p.148-210)

→第 9 章の二 それの一般的視察(pp.285-288)

→第 9 章の三 英吉利に於ける娯楽休養の特種方面(pp.289-306)

Notes on Belgium, Denmark, Czecho-Slovakia, Austria and Italy

Belgium (p.213-p.226)

→第 10 章 白耳義に於ける娯楽(pp.309-312)

Denmark (p.226-233)

→第 11 章 丁抹に於ける餘暇使用問題への関心(pp.318-321)

Czecho-Slovakia (p.233-241)

→第 12 章 チェコスロヴァキア(pp.324-328)

Austria (p.241-246)

→第 8 章の付記 オーストリア人はいかに閑暇を利用しつつあるか。(pp.280-282)

Italy (p.246-254)

→第 5 章の第 1 節 序説(pp.152-157)

Supplement Recreation in the United States (p.254-268)

→第 4 章の付記 北アメリカ合衆国に於ける娯楽休養問題(pp.137-151)

これらの分析から、May と Petgen の著作の大半は、中田の著作の上巻に（一部は下巻に）翻訳され引用・抜粋されていることがわかった。これは、中田のこの著作は、全て May の著作の引用だと主張しているのではない。中田が見聞し、収集したであろう情報に基づいた記述と思われる箇所も多くある。しかし、第 7 章、第 8 章、第 9 章において典型的に見られるように、第一節では、中田自身の旅行の様子を記述した後、第二節、第三節の引用・抜粋部分へとつなぐ。例えば、第七章「獨逸と閑暇問題」では、第一節「はしがき」で、欧州旅行中、三回ドイツを訪問したことを中田がドイツ人家族と撮影した写真とともに紹介し、終わりの部分で『さて、このドイツに於けるリクリエーションは、いかにして、又、いかなる方法に於いて存在するか。之が私の本論なのであるが、この部分に於いては主として閑暇の利用に関して、論歩をすすめることとしたいのである』（pp.240-241）と書き足している。そして続く第二節『一般的考察』で、May らの『GERMANY General Observations』と第三節『獨逸に於ける娯楽の特種方面』で、May らの『Specific Activities』を部分的に抜粋・引用して構成している。しかし、その事実、中田の著作には明記されていない。内容はそのまま抜粋し、順序を変えて構成し直し、載せたことが明確となった。つまり、中田の『教育上より見たる娯楽と休養』には、明らかに基と

なる書籍があったということである。

まとめと考察

余暇・娯楽基礎文献集の一冊として復刻刊行されている書籍の中心となる内容の多くが、同じ時期にアメリカ合衆国で刊行された書籍を抜粋・引用・要約したものであったという事実は、著作権が確立されている現代では、理解し難く、剽窃に当たる行為であろう。しかし、文部省の高官であった人物が著作権法に抵触するような行為をしたということを指弾するつもりはない。2年間の留学時に遭遇した書籍に共感し、見聞・経験し触発されたことを交えながら、日本人に紹介しなかったのだらうと素直に解釈することも可能ではある^{注1)}。当時は、出典を明記しないまま、外国文献の引用を是認してきた土壌があったのかもしれない。^{注2)}

本研究で明らかとなったことから、大きく、二つのことが示唆される。一つは、昭和初期の余暇・娯楽基礎文献の中には、著者が出典を明記しないまま、他者の考えや定義を著者の考えかと誤認しかねない記述で紹介されている場合があり、注意が必要であること。二つ目は、我々が、外国文献に基づいて著作を行う際には、それが、パンフレットやインターネット上の情報でも、できるだけ、その出典を明示することが必要であること。この点に関して、本研究者の過去の雑誌掲載記事にも、ページ数の関係等で、出典を記さなかったものがいくつかある。著者に剽窃の意識は無くとも、著作権の見地からだけでなく将来の再検証のためにも、出典をきちんと明示すべきであった。

本研究では、中田の翻訳の適否については触れなかった。しかし、外国文献を紹介する場合にさらに重要なことは、日本語訳が果たして適訳であったかどうかである。中田は **Recreation** を娯楽あるいは娯楽休養と訳し、**leisure** を余暇と訳している。さらに、原典があるのかどうかは別として、ロス・アンジェルスやサンフランシスコのレクリエーション政策についても詳細に紹介している。今回の研究を出発点として、**recreation** や **leisure** がどう訳されてきたかについて、今後、改めて探ってみよう計画している。

(注 1) しかし、中田は、序で『上巻に於いては、本問題に関して自分が日頃抱懐する教育観を記載した』とはっきり述べている。

(注 2) 佐々木等・富田彦二郎共著、『女子のチームゲームス』 大正 15 年(1926) 山海堂出版部発行は、内容から原書が存在が予想されるが、それは明記されていない。また、中島海著 小學校の遊戯 昭和 9 年(1934)目黒書店発行は、その表紙に **Games for School** とあり、『バンクロフト女史・アレン氏・フォーブッシュ氏の遊戯配當表によって見た』(p.1)

との記述があるが、出典を明確にはしていない。もちろん、大谷武一、安川伊三著 『チームゲームス』 昭和 4 年(1925)目黒書店 のように『参考書目』として出典を明記している書もある。

参考・引用文献

石川弘茂監修、余暇・娯楽研究基礎文献集 解説、大空社、1990

同上 第 12 巻、中田俊造著 『教育上より見たる娯楽と休養』(上)、(下)

Herbert L. May and Dorothy Petgen, *Leisure and Its Use: Some International Perspective*, New York, A. S. Barnes and Company, 1928